

第 361 号丹波市商工会FAXレター

2022/10/26 発行

金融相談日（一日公庫）のご案内

日本政策金融公庫 尼崎支店の融資担当職員を招いて
商工業者の資金調達（運転資金、設備資金、創業資金）のご相談を承ります！

※低利で固定金利。手数料・保証料なし。

【日時】令和4年11月15日（火） 11時～16時

【会場】丹波市商工会 本所 2階（氷上町成松 140-7）

【申込方法】事前の申込みが必要です。まずは商工会までお問合せください。

申込〆切：11月7日（月）

【問合せ】丹波市商工会 TEL:82-3476 FAX:82-7601



事業承継無料相談会を開催します

事業承継に悩むすべての中小企業を全力でサポートします！

こんな悩みにお答えします！

・親族への承継 ・第三者への引継ぎ ・事業承継に関する様々な問題

【日時】令和4年11月8日（火） ①10:30～ ②13:00～ ③14:30～
各時間2枠／相談は1時間です

【会場】丹波市商工会 本所（氷上町成松 140-7）

【定員】6事業者 ※完全予約制。開催日の7日前までにご予約ください。

【申込み】申込書をFAXにてお送りいただくか、担当者にお渡しください。

申込書は商工会ホームページに掲載しております。

【問合せ】丹波市商工会 担当：日下 TEL:82-3476 FAX:82-7601



令和4年度雇用保険料率のご案内

令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

【令和4年10月1日～令和5年3月31日の雇用保険料率】

	①労働者負担	②事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7（本所） 現在の会員 数 事業所 2071
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp

第 361 号丹波市商工会FAXレター

2022/10/26 発行

令和 4 年 10 月から育児休業給付制度が変わります

育児・介護休業法の改正により、令和 4 年 10 月から育児休業の 2 回までの分割と産後パパ育休（出生時育児休業）の制度が施行されます。

①. 育児休業の分割取得

1 歳未満の子について、育児休業を 2 回まで分割して取得が可能となり、原則 2 回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになります。3 回目以降は、原則給付金を受けられませんが、例外事由があります。その他、詳細につきましては QR コードよりご確認ください。

②. 産後パパ育休（出生時育児休業）

子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得可能な産後パパ育休制度が創設されます。産後パパ育休を取得した場合に、出生時育児休業給付金を受けられます。

【問合せ】 ハローワーク柏原 TEL：72-1070

または、丹波市商工会 雇用保険担当者まで TEL：82-3476



丹波市観光協会より 全国旅行支援

「ひょうごを旅しようキャンペーンワイド」クーポン券対象店舗に応募されませんか

旅行業の支援として、全国の観光地を対象に交通付宿泊旅行の割引がなされています。行楽の秋を迎え、丹波市内でも 8 店舗の宿泊施設で「ひょうご旅クーポン券」が発券されます。平日 3,000 円、土・日は 1,000 円のご利用となります。つきましては、そのクーポンご利用店舗に応募されませんか？（現在：丹波市内宿泊施設：8 施設、クーポン券対象店舗：18 施設が登録されています。）

※丹波市観光協会会員であること、飲食店に関しては「兵庫県新型コロナ対策適正店」の認証が必要となってきます。 申込サイト：<https://hyogoc1p.com/shinsei/>

【キャンペーン実施期間】 10 月 11 日（火）～12 月 20 日（火）まで

【問合せ】 ひょうごを旅しようキャンペーン事務局（9：30～17：00）

TEL：078-559-7752（事業全般）・078-335-8015（対象店舗申請申込）

※どちらの電話も大変混み合っておりますのでご注意ください。



丹波市中小企業者原油価格等高騰対策補助金 ～燃料費の一部を補助します～

コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している市内事業者の事業継続を支援するため、その事業の用に供するための燃料費等の一部を補助します。

【補助対象経費】 事業用資産に係る燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油、液化石油ガス、電気の購入又は利用代金）であって、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間の燃料費の総額が 90 万円以上のもの。

【補助金の額】 補助対象経費の合計額の 10 分の 1 以内（上限 30 万円）

【申請期間】 令和 4 年 7 月 13 日（水）～令和 4 年 10 月 31 日（月）

締切間近です！